

長久手市社会福祉協議会で

車いすを借りたい方へ

※ケガや、骨折等で一時的に車いすが必要となった方へ貸し出します。



貸し出し対象は長久手市民のみです

使用する方、申し込む方のいずれかが市民であれば対象です。なお、福祉サービス等で貸し出しが可能な場合は、そちらの利用を優先してください。



貸し出し期間は必要最低限でお願いします

利用期間は必要最低限にてお願いします（最大3か月）。また、第三者への譲渡や又貸しは禁止です。



貸し出し時に借用書の記入をお願いします

手続きは直接社会福祉協議会（福祉の家内）までお越しくください。その際、借用書への記入や、お身体・生活の状況をお聞きます。



貸し出し費用は無料です

費用はいただきません。ただし、故意または過失により破損した場合は弁償していただく場合があります。



予約制ではありません

車両の取り置き（予約）はできません。また、貸し出し状況によりご希望に添えない場合があります。



必要が無くなったら期限を待たず返却ください

返却の際は、車いすを社会福祉協議会（福祉の家内）までお持ちください。



貸し出し・返却時は職員と簡単な点検を行います

貸し出し時と返却時は職員とチェックリストに沿って、車いすの簡単な点検をお願いします。使用時に不具合があった際は、返却時にお申し出ください。



社会福祉協議会会員への加入にご協力ください

この事業は、社会福祉協議会への会費をもとに運営しています。事業を継続するためにも、会員への加入にご協力をお願いします。会費は1口500円です。

車いすは、市内小中学校・高校での「福祉実践教室」等にも使用しています。室内での保管や、丁寧な取り扱いにご協力ください。

※貸し出している車いすは、(株)中京銀行様、(株)ツルハ様、(株)ビー・アンド・ディー様、東名ブレース(株)様、(株)クラシエホールディングス様、JAあいち尾東様などから寄贈をいただきました。（順不同）